

著作権譲渡同意書

投稿原稿が公益社団法人東京都看護協会(以下、協会)に受理されたとき、以下の事項に同意します。

第1条(知的財産の取り扱い)

投稿原稿について、著作権(著作権法 27 条、28 条の権利も含む。)の帰属が協会にあることに同意します。前項にかかる著作者人格権の行使の主張をしないことに同意します。

第2条(著作者の権利)

1 投稿原稿を利用するときは、協会の許諾を得るものとします。協会からの許諾は、事前に書面により申請し取得します。

2 著作権法に規定する著作権の制限(著作権法第 30 条から第 50 条)による利用、または翻訳・翻案による利用に限り、前項の許諾を得ないものとします。ただし、次に掲げる場合には、この限りではありません。

(ア)営利を目的とする場合

(イ)日本国内外の学会誌、学術誌等への二重投稿をする場合

(ウ)その他公正な慣行に合致する範囲を超えている場合

上記事項に同意の上、以下に掲げる論文等の著作権を協会に移転することを承諾します。

年 月 日

表題:

著作者名(複数の場合、全員を記載のこと):

所属:

掲載誌名:東京都看護協会学会誌

第 卷 第 号

署名(複数の場合、全員分記載するか、全員から権限を委任された代表者)

(住所)

(所属)

(氏名)